

Ⅲ 食品衛生対策事業

1 食品衛生対策事業概況

食品の製造加工技術の高度化、食品の多様化、食品流通の広域化及び国際化に伴い、食品の安全性の確保はますます重要になってきており、科学的知見に基づく計画的、効率的な監視指導業務の推進が求められている。

食品による危害を未然に防止するため、年度ごとに「広島県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品関係営業施設の監視指導の充実強化に努めたほか、県内を流通する食品の安全を確保するため、食品中の細菌、添加物、残留農薬等の検査を行い、不良、違反食品の排除に努めた。また、食中毒が発生した場合、大規模食中毒となるおそれの高い仕出し・弁当業、旅館及び集団給食施設を対象に、重点的な監視指導や衛生講習会を実施し、食中毒発生の未然防止に努めるとともに、県民に対し普及啓発を図るため、積極的な広報を実施した。

一方、平成13年9月に、我が国初めての牛海綿状脳症（BSE）の発生が確認されて以降、食品の偽装表示、輸入農産物における残留農薬、中国産冷凍食品による健康被害の問題など様々な事件が発生し、消費者の食品に対する信頼感を揺るがせており、「食品の安全・安心」を確保するための総合的な対策の必要性がこれまで以上に高まったことから、「広島県食品の安全に関する基本方針」（平成15年3月策定）に基づき具体的な取組及び推進目標を取りまとめた第4期「食品の安全に関する推進プラン」（平成24年3月策定）により、生産者、事業者、消費者及び行政が一体となった総合的な食品の安全確保対策の推進に努めてきた。

平成27年3月、輸入食品や偽装表示に対する消費者の不安意識が依然として解消されていない状況を踏まえ、食品の「安全」を「安心」に繋げ、消費者との情報の共有化や相互理解の促進を図るために、「基本方針」と「推進プラン」を一体とした「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」を策定し、食品の安全確保対策の推進に努めた。

令和3年3月、平成27年に策定した推進プランの「あるべき姿」を引き継ぎ、新たな推進プランを策定した。新プランでは、施策領域を「安全な食品の提供」と「安心感の醸成」に区分し、「衛生管理」、「危機管理」、「食品表示」、「リスクコミュニケーション」の取組の柱を設定しており、前プランと同様に取組の柱ごとに具体的な数値目標を掲げている。

食品の安全確保は、行政による食品関係営業施設への監視指導とともに、食品等事業者による自主的な衛生管理が不可欠なものであることから、食品等事業者の衛生管理の取組を積極的に評価する仕組である「広島県食品自主衛生管理認証制度」（平成16年8月創設）の普及・支援に努め、食品等事業者による自主的な衛生管理の推進を図った。

また、食品表示に対する県民の信頼確保と適正表示推進のため、表示対策チームによる立入検査や広域流通食品製造施設重点監視や適正表示推進者の育成など、監視指導の強化と食品等事業者の自主管理の推進を図った。

次頁以降の表中、「政令市」と表示したものは、保健所設置市（広島市、呉市及び福山市）を示す。

2 監視指導

令和6年度の監視指導の状況は、監視総件数44,841件、実施率100.3%であり、内訳は、旧食品衛生法に基づく営業許可を要する施設が8,345件、改正食品衛生法に基づく営業許可を要する施設が20,762件、改正食品衛生法に基づく届出を要する施設が15,558件、旧食品衛生に関する条例に基づく許可（認定）を要する施設が176件であった。

(1) 年度別監視指導状況

区分	年度	総 数				県立保健所				政令市保健所			
		施設数	目標監視件数	監視件数	監視率	施設数	目標監視件数	監視件数	監視率	施設数	目標監視件数	監視件数	監視率
合計	R6	59,953	44,704	44,841	100.3%	22,110	18,604	17,415	93.6%	37,843	26,100	27,426	105.1%
	R5	72,059	51,935	41,204	79.3%	34,906	18,435	17,055	92.5%	37,153	33,500	24,149	72.1%
	R4	60,317	52,678	34,617	65.7%	20,726	17,478	14,332	82.0%	39,591	35,200	20,285	57.6%
	R3	50,447	53,635	37,185	69.3%	17,309	18,435	14,672	79.6%	33,138	35,200	22,513	64.0%
	R2	80,657	63,156	54,395	86.1%	29,681	22,956	23,506	102.4%	50,976	40,200	30,889	76.8%
許可を要する施設 (旧法) ※1	R6	17,426	—	8,345	—	6,111	—	2,485	—	11,315	—	5,860	—
	R5	23,740	—	9,820	—	8,006	—	3,910	—	15,734	—	5,910	—
	R4	33,276	—	10,681	—	10,644	—	4,755	—	22,632	—	5,926	—
	R3	44,824	—	14,537	—	15,025	—	6,589	—	29,799	—	7,948	—
	R2	50,426	—	33,300	—	17,038	—	12,671	—	33,388	—	20,629	—
許可を要する施設（新法）※2	R6	19,476	—	20,762	—	6,532	—	6,463	—	12,944	—	14,299	—
	R5	13,901	—	16,115	—	4,866	—	4,910	—	9,035	—	11,205	—
	R4	6,624	—	11,631	—	2,300	—	3,435	—	4,324	—	8,196	—
	R3	—	—	7,542	—	—	—	2,055	—	—	—	5,487	—
届出を要する施設 ※3	R6	21,489	—	15,558	—	9,019	—	8,417	—	12,470	—	7,141	—
	R5	32,258	—	13,728	—	21,401	—	7,832	—	10,857	—	5,896	—
	R4	17,254	—	10,274	—	6,699	—	5,335	—	10,555	—	4,939	—
	R3	—	—	12,032	—	—	—	4,639	—	—	—	7,393	—
	R2	30,231	—	21,095	—	12,643	—	10,835	—	17,588	—	10,260	—
旧条例関係 ※4	R6	1,562	—	176	—	448	—	50	—	1,114	—	126	—
	R5	2,160	—	1,541	—	633	—	403	—	1,527	—	1,138	—
	R4	3,163	—	2,031	—	1,083	—	807	—	2,080	—	1,224	—
	R3	5,623	—	3,074	—	2,284	—	1,389	—	3,339	—	1,685	—

（注） 施設数は、令和6年3月末現在。

※1 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設

※2 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設

※3 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設（R元～R2は旧食品衛生法に基づく許可を要しない施設）

※4 旧食品衛生に関する条例に基づく許可（認定）を要する施設

(2) 業種別監視指導状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

業 種		県 合 計		県 立 計		政 令 市 計	
		営業施設数	監視件数	営業施設数	監視件数	営業施設数	監視件数
飲食店営業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	8,731	3,747	2,115	686	6,616	3,061
	仕 出 し 屋 ・ 弁 当 屋	2,315	1,313	861	406	1,454	907
	旅 館	270	75	128	42	142	33
	そ の 他	1,705	373	880	218	825	155
菓 子 (パ ン を 含 む 。) 製 造 業		1,171	643	510	244	661	399
乳 処 理 業		4	19	3	17	1	2
特 別 牛 乳 さ く 取 処 理 業							
乳 製 品 製 造 業		19	36	10	25	9	11
集 乳 業		1	2	1	2		
魚 介 類 販 売 業		775	730	385	211	390	519
魚 介 類 せ り 売 営 業		6	2	6	2		
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業		21	29	3	5	18	24
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業		109	87	52	53	57	34
か ん 詰 又 は び ん 詰 食 品 製 造 業 (上 記 及 び 下 記 以 外)		25	16	17	12	8	4
喫 茶 店 営 業		815	153	503	41	312	112
あ ん 類 製 造 業		16	7	5	4	11	3
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		25	25	10	20	15	5
食 肉 処 理 業		97	77	22	25	75	52
食 肉 販 売 業		404	343	141	150	263	193
食 肉 製 品 製 造 業		21	39	11	22	10	17
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		3	2			3	2
食 用 油 脂 製 造 業		10	4	7	4	3	
マーガリン又はショートニング製造業		1		1			
み そ 製 造 業		49	26	38	20	11	6
醬 油 製 造 業		41	33	24	18	17	15
ソ ー ス 類 製 造 業		16	15	10	4	6	11
酒 類 製 造 業		39	16	29	12	10	4
豆 腐 製 造 業		30	30	22	19	8	11
納 豆 製 造 業		2	3	1	2	1	1
め ん 類 製 造 業		69	58	33	28	36	30
そ う ざ い 製 造 業		559	366	243	147	316	219
添加物（法13条第1項の規定により規格が定められたものに限り。）製造業		26	8	14	5	12	3
食 品 の 放 射 線 照 射 業							
清 涼 飲 料 水 製 造 業		41	65	21	41	20	24
氷 雪 製 造 業		10	3	5		5	3
計 (1)		17,426	8,345	6,111	2,485	11,315	5,860

(注) 施設数は、令和6年3月末現在。

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

業 種	県 合 計		県 立 計		政 令 市 計	
	営業施設数	監視件数	営業施設数	監視件数	営業施設数	監視件数
飲 食 店 営 業	14,142	11,985	4,292	2,977	9,850	9,008
調 理 の 機 能 を 有 す る 自 動 販 売 機	193	139	70	51	123	88
食 肉 販 売 業	401	592	154	251	247	341
魚 介 類 販 売 業	787	2,489	365	1,072	422	1,417
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	8	64	2	5	6	59
集 乳 業						
乳 処 理 業	4	31	3	30	1	1
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業						
食 肉 処 理 業	97	148	31	74	66	74
食 品 の 放 射 線 照 射 業						
菓 子 製 造 業	1,750	1,833	741	672	1,009	1,161
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	57	88	29	56	28	32
乳 製 品 製 造 業	19	66	5	35	14	31
清 涼 飲 料 水 製 造 業	45	101	27	70	18	31
食 肉 製 品 製 造 業	24	72	9	26	15	46
水 産 製 品 製 造 業	273	997	93	228	180	769
氷 雪 製 造 業	6	29	1		5	29
液 卵 製 造 業	4	10	1	2	3	8
食 用 油 脂 製 造 業	17	19	6	12	11	7
み そ や は し ょ う ゆ 製 造 業	46	71	36	47	10	24
酒 類 製 造 業	63	32	36	18	27	14
豆 腐 製 造 業	33	66	20	41	13	25
納 豆 製 造 業						
麹 類 製 造 業	84	113	31	52	53	61
そ う ざ い 製 造 業	1,003	1,122	397	376	606	746
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	27	65	12	40	15	25
冷 凍 食 品 製 造 業	50	31	7	13	43	18
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	10	51	9	51	1	
漬 物 製 造 業	158	304	101	200	57	104
密 封 包 装 食 品 製 造 業	70	101	30	36	40	65
食 品 の 小 分 け 業	68	94	17	21	51	73
添 加 物 製 造 業	37	49	7	7	30	42
計 (1)	19,476	20,762	6,532	6,463	12,944	14,299

(注) 施設数は、令和6年3月末現在。

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設に対する監視指導状況

業 種		県 合 計		県 立 計		政 令 市 計	
		営業施設数	監視件数	営業施設数	監視件数	営業施設数	監視件数
旧許可業種であつた営業	魚 介 類 販 売 業 （包装済みの魚介類のみの販売）	1,394	1,377	518	732	876	645
	食 肉 販 売 業 （包装済みの食肉のみの販売）	1,737	1,200	710	800	1,027	400
	乳 類 販 売 業	3,186	1,761	1,182	1,019	2,004	742
	氷 雪 販 売 業	148	280	132	276	16	4
	コ ッ プ 式 自 動 販 売 機 （自動洗浄・屋内設置）	2,220	521	553	178	1,667	343
販売業	弁 当 販 売 業	360	818	311	764	49	54
	野 菜 果 物 販 売 業	912	1,686	550	911	362	775
	米 穀 類 販 売 業	340	549	297	539	43	10
	通信販売・訪問販売による販売業	136	33	86	21	50	12
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	1,294	560	459	280	835	280
	百 貨 店、 総 合 ス ー パ ー	662	1,285	253	691	409	594
	自 動 販 売 機 に よ る 販 売 業 （コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	1,037	340	320	135	717	205
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	3,571	2,864	1,538	1,172	2,033	1,692
製造・加工業	添 加 物 製 造 ・ 加 工 業 （法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	21		11		10	
	いわゆる健康食品の製造・加工業	19	12	10	3	9	9
	コ ー ヒ ー 製 造 ・ 加 工 業 （飲料の製造を除く。）	286	51	100	8	186	43
	農産保存食料品製造・加工業	747	107	458	53	289	54
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業	261	120	123	34	138	86
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	2	2	1	2	1	
	精 穀 ・ 製 粉 業	119	13	94	10	25	3
	製 茶 業	222	20	180	17	42	3
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	94	84	40	17	54	67
	卵 選 別 包 装 業	34	15	25	8	9	7
	その他の食料品製造・加工業	894	264	476	103	418	161
おへい改記で正法外用にのされるの改正後の法第6条第3項に	行 商	117	23	23	5	94	18
	集 団 給 食 施 設	1,500	671	496	329	1,004	342
	器 具、 容 器 包 装 の 製 造 ・ 加 工 業 （合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	85	6	29	4	56	2
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	11	866	5	300	6	566
	そ の 他	80	30	39	6	41	24
計（2）		21,489	15,558	9,019	8,417	12,470	7,141

(注) 施設数は、令和6年3月末現在。

工 旧条例関係施設に対する監視指導状況

業種名 保健所、支所名	県 合 計		県 立 計		政 令 市 計	
	営業施設数	監視件数	営業施設数	監視件数	営業施設数	監視件数
加 工 水 産 物 販 売 業	1,292	118	358	10	934	108
加 工 水 産 物 製 造 業	156	30	41	17	115	13
魚 介 類 等 行 商 業	33	5	4	0	29	5
か き 作 業 場 1 類	70	22	39	22	31	0
か き 作 業 場 2 類	11	1	6	1	5	0
計	1,562	176	448	50	1,114	126

㊦ (注) 施設数は、令和6年3月末現在

(3) 保健所、支所別監視指導状況

保健所・支所	総 計				許可を要する施設 (旧法)		許可を要する施設 (新法)		届出を要する施設 (新法)		旧条例関係	
	施設数	目標監視件数	監視件数	実施率	施設数	監視件数	施設数	監視件数	施設数	監視件数	施設数	監視件数
総 計	59,953	44,704	44,841	100.3%	17,426	8,345	19,476	20,762	21,489	15,558	1,562	176
県 立 計	22,110	18,604	17,415	93.6%	6,111	2,485	6,532	6,463	9,019	8,417	448	50
西部	2,942	2,340	2,276	97.3%	812	228	940	920	1,081	1,127	109	1
広島	3,126	2,243	2,246	100.1%	987	133	1,004	827	1,090	1,286	45	
呉	641	836	878	105.0%	188	81	231	418	183	361	39	18
西部東	3,715	3,185	2,357	74.0%	1,219	274	1,428	1,306	984	763	84	14
東部	6,936	5,744	5,239	91.2%	1,739	1,012	1,851	1,863	3,219	2,355	127	9
福山	1,677	1,312	1,195	91.1%	368	280	329	251	972	656	8	8
北部	3,073	2,944	3,224	109.5%	798	477	749	878	1,490	1,869	36	
政 令 市 計	37,843	26,100	27,426	105.1%	11,315	5,860	12,944	14,299	12,470	7,141	1,114	126
広 島 市	24,295	15,100	17,397	115.2%	7,340	4,176	8,546	9,699	7,800	3,422	609	100
呉 市	4,109	3,500	3,074	87.8%	1,293	346	1,310	1,562	1,361	1,150	145	16
福 山 市	9,439	7,500	6,955	92.7%	2,682	1,338	3,088	3,038	3,309	2,569	360	10

(注) 施設数は、令和6年3月末現在。

(4) 保健所、支所別業種別食品営業施設数

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設

業種名	保健所、支所名	西部	広島	呉	西部東	東部	福山	北部	県立計	広島市	呉市	福山市	政令市計	県計
総合計 (①+②+③+④)		2,731	3,101	610	4,152	7,473	1,643	3,231	22,941	24,774	3,942	9,131	37,847	60,788
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	262	208	34	293	463	76	182	1,518	3,309	397	714	4,420	5,938
	仕出し屋・弁当屋	15	81	20	144	209	43	88	600	590	97	305	992	1,592
	旅館	24	17	3	11	21	4	17	97	55	25	39	119	216
	その他	142	104	24	121	145	37	55	628	46	85	417	548	1,176
菓子（パンを含む。）製造業		60	53	7	61	101	20	58	360	273	65	125	463	823
乳処理業		1						1	2	1			1	3
特別牛乳さく取処理業														
乳製品製造業		1				2	1	2	6	4		1	5	11
集乳業								1	1					1
魚介類販売業		35	37	18	54	77	19	29	269	128	78	68	274	543
魚介類せり売営業		1			2	2			5					5
魚肉ねり製品製造業					2	1			3	6	4	5	15	18
食品の冷凍又は冷蔵業		10	5	3	5	11	1	1	36	30	2	7	39	75
かん詰又はびん詰食品製造業（上記及び下記以外）		4			1	4		3	12	3		2	5	17
喫茶店営業		11	89		84	90	16	30	320	85	58	60	203	523
あん類製造業		3	1			1			5	2	1	5	8	13
アイスクリーム類製造業		2				2		4	8	7	2	4	13	21
食肉処理業		2	4		4	1		4	15	40	11	4	55	70
食肉販売業		18	20	4	18	26	7	14	107	96	60	34	190	297
食肉製品製造業		1			1	4		2	8	3		4	7	15
乳酸菌飲料製造業										1		2	3	3
食用油脂製造業				1				2	3			1	1	4
マーガリン又はショートニング製造業					1				1					1
みそ製造業		2	2	3	5	1	7	4	24	3	3		6	30
醤油製造業		3	2		5	3	1	6	20	5	6	5	16	36
ソース類製造業			1		1	3		1	6	2		3	5	11
酒類製造業			7	2	8	5		3	25	4	4	2	10	35
豆腐製造業			2	1	6	3	1	3	16	1	3	3	7	23
納豆製造業								1	1					1
めん類製造業		1	2	2	1	11	1	7	25	14	4	12	30	55
そうざい製造業		24	18	4	32	51	13	25	167	129	22	75	226	393
添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る。）製造業		1	2			3	2	3	11	2	2	7	11	22
食品の放射線照射業														
清涼飲料水製造業		2	1	1	2	10	1	1	18	4	5	6	15	33
氷雪製造業		1		1		1			3	1	3	1	5	8
計 ①		626	656	128	862	1,251	250	547	4,320	4,844	937	1,911	7,692	12,012

（注）施設数は、令和7年3月末現在

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設

業種名	保健所、支所	西部	広島	呉	西部東	東部	福山	北部	県立計	広島市	呉市	福山市	政令市計	県計
飲 食 店 営 業		780	874	135	1,170	1,635	250	601	5,445	8,855	1,148	2,827	12,830	18,275
調理の機能を有する自動販売機		10	8		15	34	8	8	83	83	16	43	142	225
食 肉 販 売 業		22	31	7	50	44	11	27	192	157	35	102	294	486
魚 介 類 販 売 業		109	55	76	71	63	17	35	426	288	120	102	510	936
魚介類競り売り営業					1	1		1	3	2	2	2	6	9
集 乳 業														
乳 処 理 業			1		1	1	1		4	1			1	5
特別牛乳搾取処理業														
食 肉 処 理 業		1	11	2	4	8	4	6	36	63	3	9	75	111
食品の放射線照射業														
菓 子 製 造 業		124	135	14	207	302	54	108	944	798	142	362	1,302	2,246
アイスクリーム類製造業		4	5	3	6	10	2	3	33	21	2	8	31	64
乳 製 品 製 造 業		1			2	2		2	7	5		12	17	24
清 涼 飲 料 水 製 造 業		1	3	1	11	9	2	5	32	6	5	11	22	54
食 肉 製 品 製 造 業					1	3	1	5	10	6	4	9	19	29
水 産 製 品 製 造 業		14	10	27	20	30	2	9	112	95	70	53	218	330
氷 雪 製 造 業				1					1	2		3	5	6
液 卵 製 造 業						1			1	2		3	5	6
食用油脂製造業				4	2	2	1	1	10	9	2	1	12	22
みそ又はしょうゆ製造業		3	4	4	16	7	2	13	49	4	7	4	15	64
酒 類 製 造 業		2	4	1	16	6	3	9	41	14	5	7	26	67
豆 腐 製 造 業		1	3		5	9	1	5	24	5	6	4	15	39
納 豆 製 造 業														
麺 類 製 造 業		1	8	1	5	8	2	15	40	34	7	19	60	100
そ う ざ い 製 造 業		62	60	8	114	140	44	88	516	504	76	169	749	1,265
複合型そうざい製造業		5			6	2	1		14	10		5	15	29
冷 凍 食 品 製 造 業			1		1	3	3		8	3	1	41	45	53
複合型冷凍食品製造業					1	7	2		10			1	1	11
漬 物 製 造 業		22	30	5	27	34	25	41	184	58	7	23	88	272
密封包装食品製造業		2	5		22	4	1		34	23	11	15	49	83
食 品 の 小 分 け 業		4	1	2	8	12		1	28	34	18	17	69	97
添 加 物 製 造 業					1	6		2	9	8	1	22	31	40
計 ②		1,168	1,249	291	1,783	2,383	437	985	8,296	11,090	1,688	3,874	16,652	24,948

(注) 施設数は、令和7年3月末現在

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設

業種名		保健所、支所名			西部	広島	呉	西部東	東部	福山	北部	県立計	広島市	呉市	福山市	政令市計	県計
旧許可業種であった営業	魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)				60	19	20	49	227	53	125	553	611	11	246	868	1,421
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)				38	54	17	55	322	84	142	712	682	15	326	1,023	1,735
	乳類販売業				93	117	20	114	702	117	200	1,363	1,287	133	651	2,071	3,434
	氷雪販売業				1	1		22	99	28	26	177	11	1	4	16	193
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)				159	130	6	193	179	22	40	729	1,327	121	400	1,848	2,577
販売業	弁当販売業				3	14	3	43	184	58	90	395	48	4	8	60	455
	野菜果物販売業				25	42	4	73	291	85	157	677	223	56	107	386	1,063
	米穀類販売業				3	20	1	41	162	70	73	370	18	5	20	43	413
	通信販売・訪問販売による販売業				9	9	3	7	62	5	9	104	36	6	16	58	162
	コンビニエンスストア				54	75	32	101	144	24	68	498	659	81	151	891	1,389
	百貨店、総合スーパー				38	43	5	48	53	38	39	264	271	38	109	418	682
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・ 屋内設置)を除く。)				16	60	4	93	101	23	28	325	494	74	181	749	1,074
	その他の食料・飲料販売業				220	237	23	290	609	153	232	1,764	1,722	374	438	2,534	4,298
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)				1	1	1	1	7	1		12	3	3	4	10	22
	いわゆる健康食品の製造・加工業					4			7			11	7		3	10	21
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)				18	21	3	31	50	6	14	143	153	24	63	240	383
	農産保存食料品製造・加工業				58	83	10	67	174	25	107	524	175	42	101	318	842
	調味料製造・加工業				6	30	7	12	85	7	24	171	88	17	51	156	327
	糖類製造・加工業								1		1	2			2	2	4
	精穀・製粉業				1	20		11	19	13	36	100	13	5	9	27	127
	製茶業				2	46	8	13	42	27	74	212	38	6	7	51	263
	海藻製造・加工業				2	6	4	2	28			42	31	20	10	61	103
	卵選別包装業					3	2	5	8	1	7	26	2		10	12	38
	その他の食料品製造・加工業				35	68	3	106	116	99	114	541	216	48	109	373	914
む3へ上 項改記 に正以 お外 いにの てよ 準るの 用改 され 後の も法 第6 8条	行商				1	5	7	4	5	1		23	17	42	30	89	112
	集団給食施設				75	82	8	97	145	15	90	512	636	180	261	1,077	1,589
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包 装の製造、加工に限る。)				8	6		11	3	1	1	30	24	4	29	57	87
	露店、仮設店舗等における飲食の提 供のうち、営業とみなされないもの				1				4		1	6	5	6		11	17
	その他				10			18	10		1	39	43	1		44	83
計 ③					937	1,196	191	1,507	3,839	956	1,699	10,325	8,840	1,317	3,346	13,503	23,828

(注) 施設数は、令和7年3月末現在

(5) 夏期食品一斉監視結果について

ア 実施期間

令和6年7月1日（月） ～ 令和6年8月31日（土）

イ 実施機関

広島県（広島市、呉市及び福山市を除く。）

ウ 重点監視対象施設

（ア）食中毒の原因施設となる頻度が高い施設

- a 生食用もしくは加熱不十分な食肉を取り扱う施設
- b 鶏肉を飲食店営業者に販売する施設（食鳥処理業者、卸売業者等）
- c 魚介類を処理若しくは販売又は魚介類を原材料とした製品を製造若しくは加工する施設
- d 大量調理施設
- e 乳を処理する施設
- f 他の都道府県にまたがって広域的に流通する弁当の製造施設
- g いわゆる「健康食品」の製造施設（原料の製造施設を含む。）
- h 野生鳥獣肉（ジビエ）の取扱施設

エ 実施結果

（ア）食品衛生に関する監視指導（立入件数：3,709件、不適件数：151件（4.1%））

a 要許可施設

主な業種	立入件数		不適件数		不適内容			
		(割合)		(不適率)	施設基準	公衆衛生上必要な措置の基準	製造基準等	その他
飲食店営業	740	(50.4)	58	(7.8)	28	52	0	0
菓子製造業	188	(12.8)	18	(9.6)	9	17	0	0
魚介類販売業	154	(10.5)	9	(5.8)	2	9	0	0
食肉販売業	122	(8.3)	11	(9.0)	2	11	0	0
豆腐製造業	3	(0.2)	0	(0.0)	0	0	0	0
麺類製造業	24	(1.6)	2	(8.3)	1	2	0	0
そうざい製造業	84	(5.7)	10	(11.9)	4	9	0	0
その他	154	(10.5)	9	(5.8)	5	8	0	0
計	1,469	(100.0)	117	(8.0)	51	108	0	0

b 食肉衛生重点指導（a再掲含む）

主な業種	施設数	立入件数		不適件数		不適内容			
			(割合)		(不適率)	施設基準	公衆衛生上必要な措置の基準	製造基準等	その他
と畜場	0	—		—		0	0	0	0
食鳥処理場	9	91	(37.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
飲食店営業 （焼肉専門店）	88	22	(8.9)	1	(4.5)	1	1	0	0
食肉処理業	39	11	(4.5)	2	(18.2)	1	2	0	0
食肉販売業	219	122	(49.6)	11	(9.0)	2	11	0	0
計	355	246	(100.0)	14	(5.7)	4	14	0	0

c 届出を要する施設

主な業種	立 入 件 数		不 適 件 数		不 適 内 容		
		(割合)		(不適率)	設備の不備	公衆衛生上必要な措置の基準	その他
給 食 施 設	111	(5.2)	5	(4.5)	0	3	2
食 品 製 造 業	48	(2.2)	4	(8.3)	1	4	0
食 品 販 売 業	1989	(92.6)	25	(1.3)	3	21	0
そ の 他	1	(0.0)	0	(0.0)	0	0	0
計	2,149	(100.0)	34	(1.6)	4	28	2

(イ) 食品表示に関する監視指導（立入件数:1,636 件、不適件数:29 件（1.8%））

a 要許可施設

主な業種	立 入 件 数		不 適 件 数		不 適 内 容			
		(割合)		(不適率)	衛生事項	保健事項	品質事項	その他
飲食店営業	151	(25.8)	4	(2.6)	4	0	0	0
菓子製造業	109	(18.7)	5	(4.6)	5	0	0	0
魚介類販売業	106	(18.2)	1	(0.9)	1	0	0	0
食肉販売業	82	(14.0)	1	(1.2)	1	0	0	0
豆腐製造業	0	(0.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
種類製造業	14	(2.4)	1	(7.1)	1	0	0	0
そうざい製造業	52	(8.9)	4	(7.7)	4	0	0	0
その他	70	(12.0)	2	(2.9)	2	0	0	0
計	584	(100.0)	18	(3.1)	18	0	0	0

b 届出を要する施設

主な業種	立 入 件 数		不 適 件 数		不 適 内 容			
		(割合)		(不適率)	衛生事項	保健事項	品質事項	その他
給 食 施 設	0	(0.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
食 品 製 造 業	22	(2.1)	3	(13.6)	3	0	0	0
食 品 販 売 業	1030	(97.9)	8	(0.8)	8	0	0	0
そ の 他	0	(0.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
計	1052	(100.0)	11	(1.0)	11	0	0	0

(ウ) 食品・食品添加物等の検査及び収去試験（検査件数：391 件、不適件数：0件）

食品等	検 査 件 数		不 適 件 数		不 適 内 容			
		(割合)		(不適率)	不衛生	規格基準等	食品表示	その他
魚介類及び その加工品	22	(5.6)	0	(0.0)	0	0	0	0
食肉、食肉製品及び 食肉加工品	0	(0.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
乳、乳製品及び 乳類加工品	24	(6.1)	0	(0.0)	0	0	0	0
卵及び その加工品	4	(1.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
めん類	13	(3.3)	0	(0.0)	0	0	0	0
菓子類	41	(10.5)	0	(0.0)	0	0	0	0
穀類加工品	2	(0.5)	0	(0.0)	0	0	0	0
野菜・果物及びその加工品	108	(27.7)	0	(0.0)	0	0	0	0
そうざい及び その半製品	110	(28.2)	0	(0.0)	0	0	0	0
その他	67	(17.1)	0	(0.0)	0	0	0	0
計	391	(100.0)	0	(0.0)	0	0	0	0

(6) 食品等の年末一斉監視結果について

ア 実施期間

令和6年12月1日（日）～令和6年12月31日（火）

イ 実施機関

広島県（広島市、呉市及び福山市を除く。）

ウ 重点監視対象施設

（ア）食中毒の発生防止に特に留意が必要となる施設

- a 生食用または加熱不十分な食肉を提供している施設
- b 鶏肉を飲食店営業者に販売する施設（食鳥処理業者、卸売業者等）
- c 魚介類を処理若しくは販売又は魚介類を原材料とした製品を製造若しくは加工する施設
- d 大量調理施設
- e 飲食店営業施設（大量調理施設を除く）
- f 機能性表示食品の届出者及び特定保健用食品に係る許可を受けた営業者
- g 野生鳥獣肉（ジビエ）の取扱施設
- i かきを取り扱う施設

エ 実施結果

（ア）食品衛生に関する監視指導（立入件数：3,439 件、不適件数：206 件（6.0%））

a 要許可施設

主な業種	立 入 件 数		不 適 件 数		不 適 内 容			
		(割合)		(不適率)	設備基準	公衆衛生上 必要な措置 の基準	製造 基準等	その他
飲食店営業	799	(53.0)	112	(14.0)	38	74	0	2
菓子製造業	143	(9.5)	18	(12.6)	5	10	0	2
魚介類販売業	257	(17.0)	13	(5.1)	3	11	0	0
食肉販売業	100	(6.6)	12	(12.0)	1	5	0	2
豆腐製造業	4	(0.3)	1	(25.0)	0	1	0	0
麺類製造業	7	(0.5)	0	(0.0)	0	0	0	0
そうざい製造業	76	(5.0)	8	(10.5)	2	7	0	0
その他	122	(8.1)	12	(9.8)	4	12	0	1
計	1,508	(100.0)	176	(11.7)	53	120	0	7

ｂ 食肉衛生重点指導（ａ再掲含む）

主な業種	施設数	立入件数		不適件数		不適内容			
			(割合)		(不適率)	施設基準	公衆衛生上 必要な措置 の基準	製造 基準等	その他
と畜場	0	—		—		0	0	0	0
食鳥処理場	9	51	(28.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
飲食店営業 (焼肉専門店)	136	12	(6.6)	8	(66.7)	7	7	0	0
食肉処理業	50	19	(10.4)	3	(15.8)	0	3	0	0
食肉販売業	352	100	(55.0)	12	(12.0)	1	5	0	2
計	440	182	(100.0)	23	(12.6)	8	15	0	2

ｃ 届出を要する施設

主な業種	立入件数		不適件数		不適内容		
		(割合)		(不適率)	設備の 不備	公衆衛生上 必要な措置 の基準	その他
給食施設	49	(2.6)	2	(4.1)	0	2	0
食品製造業	37	(2.0)	0	(0.0)	0	0	0
食品販売業	1,792	(95.3)	28	(1.6)	0	28	1
その他	2	(0.1)	0	(0.0)	0	0	0
計	1,880	(100.0)	30	(1.6)	0	30	1

(イ) 食品表示に関する監視指導（立入件数:2,150件、不適件数:46件（2.1％））

ａ 要許可施設

主な業種	立入件数		不適件数		不適内容			
		(割合)		(不適率)	衛生事項	保健事項	品質事項	その他
飲食店営業	151	(22.5)	7	(4.6)	4	3	0	0
菓子製造業	99	(14.7)	5	(5.1)	5	0	0	0
魚介類販売業	204	(30.3)	1	(0.5)	1	0	0	0
食肉販売業	78	(11.6)	2	(2.6)	2	0	0	0
豆腐製造業	3	(0.4)	0	(0.0)	0	0	0	0
麺類製造業	7	(1.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
そうざい製造業	53	(7.9)	5	(9.4)	5	0	0	0
その他	78	(11.6)	0	(0.0)	0	0	0	0
計	673	(100.0)	20	(3.0)	17	3	0	0

ｂ 届出を要する施設

主な業種	立入件数		不適件数		不適内容			
		(割合)		(不適率)	衛生事項	保健事項	品質事項	その他
給食施設	0	(0.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
食品製造業	32	(2.2)	0	(0.0)	0	0	0	0
食品販売業	1445	(97.8)	26	(1.8)	23	2	0	1
その他	0	(0.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
計	1,477	(100.0)	26	(1.8)	23	2	0	1

(ウ) 食品・食品添加物等の検査及び収去試験（検査件数：140件、不適件数：0件）

食品等	検 査 件 数		不 適 件 数		不 適 内 容			
		(割合)		(不適率)	不衛生	規格基準等	食品表示	その他
魚介類及びその加工品	82	(58.6)	0	(0.0)	0	0	0	0
食肉、食肉製品及び食肉加工品	3	(2.1)	0	(0.0)	0	0	0	0
乳、乳製品及び乳類加工品	15	(10.7)	0	(0.0)	0	0	0	0
めん類	0	(0.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
菓子類	0	(0.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
穀類加工品	0	(0.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
野菜・果物及びその加工品	8	(5.7)	0	(0.0)	0	0	0	0
そうざい及びその半製品	32	(22.9)	0	(0.0)	0	0	0	0
その他	0	(0.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
計	140	(100.0)	0	(0.0)	0	0	0	0

3 行政処分状況

申請状況については、新規は6、078施設、更新は1施設であった。また、飲食店営業等の許可施設に対し、営業禁止11件の行政処分を行った。

(1) 営業許可申請状況

(単位：施設)

保健所・支所	R6年度（旧法）			R6年度（新法）			R5年度（旧法）			R5年度（新法）			R4年度（旧法）			R4年度（新法）			R3年度（旧法）			R3年度（新法）			R2年度		
	更 新	新 規	廃 業	更 新	新 規	廃 業	更 新	新 規	廃 業	更 新	新 規	廃 業	更 新	新 規	廃 業	更 新	新 規	廃 業	更 新	新 規	廃 業	更 新	新 規	廃 業	更 新	新 規	廃 業
総計	—	—	2458	1	6078	621	—	—	3,193	—	6,526	560	—	—	4,567	—	7,311	375	812	780	6,131	—	6,770	68	7,053	4,477	5,321
県立計	—	—	1017	—	1937	176	—	—	969	—	2,212	166	—	—	1,339	—	2,346	93	240	182	1,805	—	2,316	21	2,653	1,430	1,622
西部			95		249	24			150		332	32			131		354	8	33	25	122	—	293		430	200	241
広島			157		279	34			155		305	21			160		326	21	25	24	223	—	426	11	422	209	283
呉			60		65	5			33		65	3			30		84	2	19	3	27	—	89	2	72	50	41
西部東			357		379	24			399		460	43			548		518	11	10	33	889	—	497	4	470	313	333
東部			196		596	64			99		684	39			258		695	34	90	62	313	—	625	2	722	451	449
福山			47		113	5			59		109	3			76		119	1	22	5	49	—	107	2	179	62	104
北部			105		256	20			74		257	25			136		250	16	41	30	182	—	279		358	145	171
政令市計	—	—	1441	1	4141	445	—	—	2,224	—	4,314	394	—	—	3,228	—	4,965	282	572	598	4,326	—	4,454	47	4,400	3,047	3,699
広島市			1030		2831	287			1,717		2,894	256			2,590		3,327	190	368	438	2,391	—	2,794	22	2,779	2,027	2,369
呉市			115		413	43			165		401	43			236		478	20	67	45	254	—	512	10	560	245	379
福山市			296	1	897	115			342		1,019	95			402		1,160	72	137	115	1,681	—	1,148	15	1,061	775	951

(2) 営業禁止・停止等の行政処分

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する行政処分

業 種	総 計							県立保健所							政令市保健所						
	許可 取消	禁 止	停 止	改 善	廃 棄	そ の 他	告 発 件 数	許可 取消	禁 止	停 止	改 善	廃 棄	そ の 他	告 発 件 数	許可 取消	禁 止	停 止	改 善	廃 棄	そ の 他	告 発 件 数
総計 (1) + (2) + (3) + (4)		11						6							5						
飲食店営業	一般食堂・レストラン等																				
	仕出し屋・弁当屋		2					1							1						
	旅館		1					1													
	その他																				
菓子製造業																					
乳処理業																					
特別牛乳さく取処理業																					
乳製品製造業																					
集乳業																					
魚介類販売業																					
魚介類せり売営業																					
魚肉ねり製品製造業																					
食品の冷凍又は冷蔵業																					
かん詰びん詰食品製造業																					
喫茶店営業																					
あん類製造業																					
アイスクリーム類製造業																					
食肉処理業																					
食肉販売業																					
食肉製品製造業																					
乳酸菌飲料製造業																					
食用油脂製造業																					
マーガリン類製造業																					
みそ製造業																					
醤油製造業																					
ソース類製造業																					
酒類製造業																					
豆腐製造業																					
納豆製造業																					
めん類製造業																					
そうざい製造業																					
添加物製造業																					
食品の放射線照射業																					
清涼飲料水製造業																					
氷雪製造業																					
計 (1)		3						2							1						

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する行政処分

業 種	総 計						県立保健所						政令市保健所					
	許可取消	禁 止	停 止	改 善	廃 棄	その他	許可取消	禁 止	停 止	改 善	廃 棄	その他	許可取消	禁 止	停 止	改 善	廃 棄	その他
飲 食 店 営 業		6						2						4				
調理の機能を有する自動販売機																		
食 肉 販 売 業																		
魚 介 類 販 売 業																		
魚 介 類 競 り 売 り 営 業																		
集 乳 業																		
乳 処 理 業		1						1										
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業																		
食 肉 処 理 業																		
食 品 の 放 射 線 照 射 業																		
菓 子 製 造 業																		
アイスクリーム類製造業																		
乳 製 品 製 造 業																		
清 涼 飲 料 水 製 造 業																		
食 肉 製 品 製 造 業																		
水 産 製 品 製 造 業		1						1										
氷 雪 製 造 業																		
液 卵 製 造 業																		
食 用 油 脂 製 造 業																		
みそ又はしょうゆ製造業																		
酒 類 製 造 業																		
豆 腐 製 造 業																		
納 豆 製 造 業																		
麺 類 製 造 業																		
そ う ざ い 製 造 業																		
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業																		
冷 凍 食 品 製 造 業																		
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業																		
漬 物 製 造 業																		
密 封 包 装 食 品 製 造 業																		
食 品 の 小 分 け 業																		
添 加 物 製 造 業																		
計 (2)		8						4						4				

ウ 届出を要する施設に対する行政処分

(単位：施設)

業 種		総 数					県立保健所					政令市保健所				
		禁 止	停 止	廃 棄	そ の 他	告 発	禁 止	停 止	廃 棄	そ の 他	告 発	禁 止	停 止	廃 棄	そ の 他	告 発
旧許可業種であった営業	魚 介 類 販 売 業 (包装済みの魚介類のみの販売)															
	食 肉 販 売 業 (包装済みの食肉のみの販売)															
	乳 類 販 売 業															
	氷 雪 販 売 業															
	コ ッ プ 式 自 動 販 売 機 (自 動 洗 浄 ・ 屋 内 設 置)															
販 売 業	弁 当 販 売 業															
	野 菜 果 物 販 売 業															
	米 穀 類 販 売 業															
	通信販売・訪問販売による販売業															
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア															
	百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー															
	自 動 販 売 機 に よ る 販 売 業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置) を 除 く。)															
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業															
製 造 ・ 加 工 業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)															
	いわゆる健康食品の製造・加工業															
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)															
	農産保存食料品製造・加工業															
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業															
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業															
	精 穀 ・ 製 粉 業															
	製 茶 業															
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業															
	卵 選 別 包 装 業															
	そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業															
項へ上記以外のもの において準用されるもの の法第68条3 (含む)	行 商															
	集 団 給 食 施 設															
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)															
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、 営業とみなされないもの															
	そ の 他															
計 (3)																

エ 旧食品衛生に関する条例に基づく許可（認定）を要する施設に対する行政処分（単位：施設）

業 種	総 数					県立保健所					政令市保健所				
	禁 止	停 止	廃 棄	そ の 他	告 発	禁 止	停 止	廃 棄	そ の 他	告 発	禁 止	停 止	廃 棄	そ の 他	告 発
加工水産物販売業															
加工水産物製造業															
魚介類等行商業															
かき 作業場	1 類														
	2 類														
計 (4)															

(3) 保健所、支所別行政処分状況

(単位：施設)

	総 数							許可を要する施設(旧法)							許可を要する施設（新法）							届出を要する施設					旧条例関係施設				
	許可 取消	禁 止	停 止	改 善	廃 棄	そ の 他	告 発	許可 取消	禁 止	停 止	改 善	廃 棄	そ の 他	告 発	許可 取消	禁 止	停 止	改 善	廃 棄	そ の 他	告 発	禁 止	停 止	廃 棄	そ の 他	告 発	禁 止	停 止	廃 棄	そ の 他	告 発
県 計		11							3							8															
県 立 計		6							2							4															
西 部		3							1							2															
└─ 広島		1							1																						
└─ 呉																															
西 部 東																															
東 部		1														1															
└─ 福山		1														1															
北 部																															
政 令 市 計		5							1							4															
広 島 市		4														4															
呉 市																															
福 山 市		1							1																						

4 試験検査等

食品衛生法に基づく収去検査検体数は2,319件であり、このうち不良検体数は1件であった。

また、モニタリング検査を行った検体数は777件であった。

なお、遺伝子組換え食品、アレルギー物質、食肉・鶏卵及び魚介類の抗菌性物質並びにモニタリング検査（貝毒等）は、県立総合技術研究所保健環境センターが実施し、その他は保健所及び委託検査機関が実施した。

1 試験検査（食品衛生法に基づく食品等の検査）

（単位：件）

食 品 分 類		検 査 項 目	検 査 検 体 数	不 良 検 体 数	備 考
総 計			2,465		
食 品 ・ 添 加 物	小 計		2,002		
	一 般 食 品	成 分 規 格	1,831		
		食 品 添 加 物			
		細 菌 検 査			
		遺 伝 子 組 換 え 食 品	23		
		ア レ ル ギ ー 物 質	20		
	添 加 物 器具・容器包装	成 分 規 格			
	野 菜 ・ 果 実	残 留 農 薬	128		
乳・乳製品・乳類 加工品（アイスクリーム類を除く。）	小 計		52		
	乳	成 分 規 格 等	49	1	
		残 留 農 薬	3		
食肉類	小 計		32		
	食 肉 ・ 鶏 卵	P C B	3		
		残 留 農 薬	3		
		抗 菌 性 物 質	26		
魚介類	小 計		379		
	魚 介 類 （貝類を除く）	P C B ・ H g	3		
		抗 菌 性 物 質	4		
		T B T ・ T P T	3		
	貝 類	成 分 規 格 等	223		
		夏 か き ・ 人 工 浄 化 ※	146		※浄化効果判定検査（収去検査検体数に含まない）

注）広島市、呉市及び福山市分を除く

2 モニタリング検査

検 査 項 目		検 査 検 体 数	備 考
総 計		777	
か き 、 海 水	か き 養 殖 海 域	528	
かき、あさり、ムラサキガイ	貝 毒	157	
かき	有機塩素系物質・重金属	89	
	T B T ・ T P T	3	

注）広島市、呉市及び福山市分を除く

(1) 収去試験の状況

ア 年度別状況

(単位：件)

保健所・支所	R6 年 度		R5 年 度		R4 年 度		R3 年 度		R2 年 度	
	収去検体数	不良検体数	収去検体数	不良検体数	収去検体数	不良検体数	収去検体数	不良検体数	収去検体数	不良検体数
県 計	3,755	0	4,373	17	4,397	9	3,170	5	3,627	0
県 立 計	2,413	0	2,680	6	2,751	6	2,201	4	2,673	0
西 部	299		446		473	3	249	2	267	0
広 島	354		344		322	1	234	0	310	0
呉	232		267		246	0	123	0	187	0
西 部 東	320		422	2	469	0	327	0	483	0
東 部	697		673	3	669	1	731	0	831	0
福 山	275		269		289	0	184	0	292	0
北 部	236		259	1	283	1	353	2	303	0
政 令 市 計	1,342	0	1,693	11	1,646	3	969	1	954	0
広 島 市	473		480		567	1	387	0	171	0
呉 市	413		422	2	399	2	376	0	387	0
福 山 市	456		791	9	680	0	206	1	396	0

注) 乳並びにモニタリング検査を除く

イ 食品別状況

(単位：件)

食品の分類	県 計							県 立 計							政 令 市 計							広 島 市							呉 市							福 山 市						
	試験した収去検体数 (実数)	不良検体数 (実数)	不良理由（延数）					試験した収去検体数 (実数)	不良検体数 (実数)	不良理由（延数）					試験した収去検体数 (実数)	不良検体数 (実数)	不良理由（延数）					試験した収去検体数 (実数)	不良検体数 (実数)	不良理由（延数）					試験した収去検体数 (実数)	不良検体数 (実数)	不良理由（延数）											
			大腸菌(群)	異物	添加物使用基準	法定外添加物	その他			大腸菌(群)	異物	添加物使用基準	法定外添加物	その他			大腸菌(群)	異物	添加物使用基準	法定外添加物	その他			大腸菌(群)	異物	添加物使用基準	法定外添加物	その他			大腸菌(群)	異物	添加物使用基準	法定外添加物	その他							
総 数	3,755						2,413							1,342							473						413						456									
魚 介 類	518						359							159							48						91						20									
冷凍食品	無添加無塩	16					4							12							7						5															
	凍結前加熱加熟後摂取	12					6							6							2												4									
	凍結前未加熱加熟後摂取	30					19							11							9												2									
	生食用鮮魚介類																																									
魚介類加工品	212						116							96							4						40						52									
肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品	287						168							119							44						17						58									
乳 製 品	98						75							23							7						5						11									
乳 類 加 工 品	3						1							2																			2									
アイスクリーム類・水菓	52						35							17							5												12									
穀 類 及 び そ の 加 工 品	296						188							108													44						64									
野菜類・果物及び そ の 加 工 品	1,004						718							286							38						81						167									
菓 子 類	318						203							115							59						41						15									
清 涼 飲 料 水	211						146							65							18						25						22									
酒 精 飲 料	6						3							3							1						2															
水 雪	2													2													2															
水	9													9							1						4						4									
かん詰・びん詰食	79						61							18							8						7						3									
そ の 他 の 食 品	596						311							285							216						49						20									
添加物・化学的製剤・その他																																										
器具及び包装容器	6													6																												
おもちゃ																																										
洗 浄 剤																																										

注）乳並びにモニタリング検査を除く

(2) 添加物等の収去試験

ア 保健所別状況

(単位：件)

保健所・支所	試験した 収去 検体数 (実数)	不良 検体数 (実数)	不良理由(延数)				
			大腸菌(群)	異物	添加物 使用基準	法定外 添加物	その他
県計	3,755						
県立計	2,413						
西部	299						
広島	354						
呉	232						
西部東	320						
東部	697						
福山	275						
北部	236						
政令市計	1,342						
広島市	473						
呉市	413						
福山市	456						

注) 乳並びにモニタリング検査を除く

イ 検査項目別収去試験

(単位：件)

保健所・支所		理 化 学													細菌学	計
		食 品 中 の 添 加 物								残留農薬	器具・ 容器包装	おもちゃ	洗 浄 剤	そ の 他		
		甘 味 料	保 存 料	着 色 料	防 酸 止 剤 化	殺 菌 料	発 色 剤	漂 白 剤	そ の 他							
県 計	検体数	278	346	158	57	20	48	36	97	195	6			414	2,423	4,078
	不 良															
県 立 計	検体数	165	157	77	46		24	26	62	131				262	1,463	2,413
	不 良															
西 部	検体数	17	17	8	4		5		5	14				8	221	299
	不 良															
広 島	検体数	29	24	17	5		3	2	6	23				37	208	354
	不 良															
呉	検体数	9	5		8				4	5				80	121	232
	不 良															
西 部 東	検体数	33	20	15	5				5	23				24	195	320
	不 良															
東 部	検体数	49	61	26	14		8	20	18	27				85	389	697
	不 良															
福 山	検体数	16	19	9	5			4	13	10				10	189	275
	不 良															
北 部	検体数	12	11	2	5		8		11	29				18	140	236
	不 良															
政 令 市 計	検体数	113	189	81	11	20	24	10	35	64	6			152	960	1,665
	不 良															
広 島 市	検体数	34	49							44	6			57	283	473
	不 良															
呉 市	検体数	4	36	5	3		4	5	11	11				41	293	413
	不 良															
福 山 市	検体数	75	104	76	8	20	20	5	24	9				54	384	779
	不 良															

注) 乳並びにモニタリング検査を除く

ウ 乳以外の食品等の収去検査

(単位：件)

食品の分類	県 計					県 立 計					政 令 市 計					広 島 市					呉 市					福 山 市				
	残留動物用医薬品	(内不良検体数)	アレルギー物質	遺伝子組換え食品	栄養機能食品	その他	残留動物用医薬品	(内不良検体数)	アレルギー物質	遺伝子組換え食品	栄養機能食品	その他	残留動物用医薬品	(内不良検体数)	アレルギー物質	遺伝子組換え食品	栄養機能食品	その他	残留動物用医薬品	(内不良検体数)	アレルギー物質	遺伝子組換え食品	栄養機能食品	その他	残留動物用医薬品	(内不良検体数)	アレルギー物質	遺伝子組換え食品	栄養機能食品	その他
総 数	55		25	23		504	30		20	23		504	25		5				457	7					2		5			47
魚 介 類						46	4					46	2					46												
冷凍食品	無添加熱取					7						7						7												
	凍結前加熱取					2						2						2												
	凍結前加熱取																													
	凍結前加熱取		2			9			2			9						9												
生食用鮮魚介類																														
魚介類加工品						4						4						4												
肉卵類及びその加工品	49		2			30	26		2			30	23					30	7						2					
乳 製 品						15						15						7												8
乳 類 加 工 品						2						2																		2
アイスクリーム類・水						9						9						5												4
酸 類 及 び 其 の 加 工 品			4	11					1	11					3												3			
野菜類・果物及びその加工品			5	7		38			5	7		38						38												
菓 子 類			8	5		66			6	5		66			2			59									2			7
清 涼 飲 料 水						40						40						18												22
酒 精 飲 料						1						1						1												
氷 雪																														
水						5						5						1												4
かん詰・びん詰食			3			8			3			8						8												
その他の食品			1			216			1			216						216												
添加物	化学的製品																													
	その他の添加物																													
器具及び包装						6						6						6												
おもちゃ																														
洗 浄 剤																														

(3) 乳の収去試験

(単位：件)

保健所・支所	成分規格に定めのある事項に関する検査																定めのない事項に関する検査		不 良 理 由 （ 延 数 ）									
	総 数		生 乳		牛 乳		低 脂 肪 牛 乳		加 工 乳 (乳 脂 肪 3% 以 上)		加 工 乳 (乳 脂 肪 3% 未 満)		そ の 他															
	収 去 検 体 数	不 適 検 体 数	収 去 検 体 数	不 適 検 体 数	収 去 検 体 数	不 適 検 体 数	収 去 検 体 数	不 適 検 体 数	収 去 検 体 数	不 適 検 体 数	収 去 検 体 数	不 適 検 体 数	収 去 検 体 数	不 適 検 体 数	収 去 検 体 数	不 適 検 体 数	収 去 検 体 数	不 適 検 体 数	不 適 検 体 数	無 脂 乳 固 形 分	乳 脂 肪	比 重	酸 度	細 菌 数	大 菌	腸 群	残 留 物	動 用 医 品
県 計	57				55	1	1							1											1	1		
県 立 計	52				50	1	1							1											1	1		
西 部	18				18																							
広 島	17				17																							
呉																												
西 部 東	2				2																							
東 部	13				11		1							1														
福 山	2				2	1																			1	1		
北 部																												
政 令 市 計	5				5																							
広 島 市	2				2																							
呉 市																												
福 山 市	3				3																							

(4) 輸入食品検査（再掲）

ア 輸入食品の収去検査（広島市、呉市及び福山市を除く。）

（単位：件）

年度	検査項目							細菌学検査	合計
	甘味料	着色料	保存料	酸化防止剤	発色剤	漂白剤	その他		
R6	43	20	30	41	1	11	107	1	254
R5	45	19	26	45		10	113		258
R4	59	16	10	49			85	1	220
R3	27	3	15	23		5	83		156
R2	34	18	26	32		10	125		239

イ 輸入食肉の検査（残留農薬、抗菌性物質）（広島市、呉市及び福山市を除く。）

(ア) 残留農薬

（単位：ppm）

年度	種類	検体数	総DDT	アルドリン及び ディルドリン	ヘブタクロル
R6	牛肉	1	不検出	不検出	不検出
	豚肉	1	不検出	不検出	不検出
	鶏肉	1	不検出	不検出	不検出
R5	牛肉	1	不検出	不検出	不検出
	豚肉	1	不検出	不検出	不検出
	鶏肉	1	不検出	不検出	不検出
R4	牛肉	1	不検出	不検出	不検出
	豚肉	1	不検出	不検出	不検出
	鶏肉	1	不検出	不検出	不検出
R3	牛肉	1	不検出	不検出	不検出
	豚肉	1	不検出	不検出	不検出
	鶏肉	1	不検出	不検出	不検出
R2	牛肉	1	不検出	不検出	不検出
	豚肉	1	不検出	不検出	不検出
	鶏肉	1	不検出	不検出	不検出

(イ) 合成抗菌剤

（単位：件）

年度	種類	検体数	クロロトール	スルファジミジン	オキサリニック酸	ナリルバジン	トリメプリーム	カルバマゾール
R6	牛肉	4			不検出			
	豚肉	4		不検出	不検出		不検出	不検出
	鶏肉	4	不検出		不検出	不検出	不検出	不検出
R5	牛肉	4			不検出			
	豚肉	4		不検出	不検出		不検出	不検出
	鶏肉	4	不検出		不検出	検出2（基準値未満） 不検出2	不検出	不検出
R4	牛肉	4			不検出			
	豚肉	4		不検出	不検出		不検出	不検出
	鶏肉	4	不検出		不検出	不検出	不検出	不検出
R3	牛肉	4			不検出			
	豚肉	4		不検出	不検出		不検出	不検出
	鶏肉	4	不検出		不検出	不検出	不検出	不検出
R2	牛肉	4			不検出			
	豚肉	4		不検出	不検出		不検出	不検出
	鶏肉	4	不検出		不検出	不検出	不検出	不検出

(5) 農産物中の残留農薬等検査結果

ア 調査目的

県内で流通量の多い野菜・果実について、残留している可能性の高い農薬の検査を行い、残留実態を把握するとともに、違反食品等を排除し、これらの食品による危害の発生を未然に防止する。

イ 調査期間

令和6年4月～令和7年3月

ウ 調査機関

検体採取：各保健所及び保健所支所（政令市を除く。）

試験検査：西部保健所、東部保健所福山支所、委託機関

エ 検体数及び対象農産物

分類		検査項目	検体数
県内産（別表１）	野菜 果実	１００項目 ・使用実態のある農薬 ・残留している可能性の高い農薬 ・無登録農薬など	６３
国内産(県内産除く)（別表２）			２２
輸入品（別表３）			４３
計			１２８

オ 検査結果

違反事例0件

(別表1)令和6年度農産物中の残留農薬検査結果(県内産)

[illegible]

單位: ppm

N.D.:不検出(定量限界値未満)

()内:残留農薬基準

一、檢查不能

[illegible]

※参考値：GLP対象外項目（イタリナマ、ジタリルボマ、ホレド、ホレエ、アセノエド、アセノエド）または回収率が70～100%の範囲をみれば、項目

* 参考値はGLP対象外項目(メタミトホス、シ

**：参考値<果皮及び種子を含まない

***:参考値<果皮を含まないため>

※※※※：参考値<果梗を含まないため>

(別表1)令和6年度農産物中の残留農薬検査結果(県内産)

[illegible]

單位: ppm

N.D.: 不検出(定量限界値未満)

()内:残留農薬基準

一：檢查不能

メタミドホス、ジクロロポス、ホレート、オメエート、アセフェートはGLP対象外

*:参考値<GLP対象外項目(メタミドホス、ジ

※※: 参考値<果皮及び種子を含まない

***:参考値<果皮を含まないため>

※※※※：参考値<果梗を含まないため>

(別表2) 令和6年度農産物中の残留農薬検査結果(国内産(県内産を除く))

[illegible][illegible]

單位: ppm

N.D.:不検出(定量限界値未満)

()内:残留農薬基準

一：检查不能

メタミドホス、ジクロロポス、ホレート、オメトエート、アセフェートはGLP対象外

*: 参考値<GLP対象外項目(メタミドホス、ジクロロホス、ホレート、オメエート、アセフェート)または回収率が70~120%の範囲を外れた項目>

**:参考値<果皮及び種子を含まないため>

***:参考値<果皮を含まないため>

***:参考値<果梗を含まないため>

****:参考値<外果皮を含まないため>

(別表3)令和6年度農産物中の残留農薬検査結果(輸入品)

[illegible]

單位:ppm

N.D.:不検出(定量限界値未満)

()内:残留農薬基準

一:検査不能

メタミドホス、ジクロルボス、ホレート、オメトエート、アセフェートはGLP対象外

*:参考値<GLP対象外項目(メタミドホス、ジクロロポス、ホレート、オメエート、アセフェート)または回収率が70~120%の範囲を外れた項目>

※:参考値<果皮及び種子を含まないため>

***:参考値<果皮を含まないため>

****:参考値<果梗を含まないため>

****:参考値<外果皮を含まないため>

(別表3)令和6年度農産物中の残留農薬検査結果(輸入品)

[illegible]

單位: ppm

N.D.: 不検出(定量限界値未満)

()内:残留農薬基準

一、檢查不能

メタミドホス、ジクロルボス、ホレート、オメトエート、アセフェートはGLP対象外

*:参考値<GLP対象外項目(メタミドホス、ジクロロポス、ホレート、オメエート、アセフェート)または回収率が70~120%の範囲を外れた項目>

※※:参考値<果皮及び種子を含まないため>

***: 参考値<果皮を含まないため>

****:参考値<果梗を含まないため>

※※※※※：参考値＜外果皮を含まないため＞

5 違反食品等処理状況

令和6年度の違反食品等の発見（他機関からの違反通知により処理したものを含む。）件数は35件である。

違反等の内容を見ると、食品衛生法第6条（不衛生な食品又は添加物の販売等の禁止）違反4件（11.4%）、食品衛生法第13条（食品等の規格及び基準）違反4件（11.4%）、食品表示法第5条（食品表示基準）違反14件（40.0%）であり、不良食品は13件（37.1%）であった。食品について見ると、魚介類（7件）、野菜類果物及びその加工品（7件）及び菓子類（8件）で違反等が多く発見された。

違反食品等の原因施設に対しては、行政処分等の措置を実施するとともに、違反原因の調査、再発防止の措置等の指導を実施した。

（1）年度別違反食品等状況

年度	違反区分													製造所		
	6条	9条	12条	13条	16条	18条	20条	25条	表示法第5条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
R6	4			4					14	22	13		35	32	2	1
R5	4			9					8	21	17		38	35	1	2
R4				5					9	14	11		25	25		
R3	4		1	1					10	16	4		20	18	1	1
R2			1	1					1	3	15		18	12	2	4
R元	6			2		1			10	19	18		37			

（注1） 広島市、呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

（2）違反食品等発見件数

食品区分		違反区分													製造所		
		6条	9条	12条	13条	16条	18条	20条	25条	表示法第5条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
合計		4			4					14	22	13		35	32	2	1
魚介類					1						1	6		7	7		
冷凍食品	生食用冷凍鮮魚介類																
	その他の																
魚介類加工品										1	1			1	1		
肉卵類及びその加工品										2	2			2	2		
乳					1						1			1	1		
乳製品												1		1		1	
乳類加工品																	
アイスクリーム類・氷菓																	
穀類及びその加工品										3	3	1		4	3	1	
弁当類																	
野菜類果物及びその加工品		1			1					2	4	3		7	7		
菓子類		1			1					4	6	2		8	7		1
清涼飲料水										1	1			1	1		
酒類飲料																	
氷雪																	
水																	
かん詰・びん詰食品																	
その他の食品		2								1	3			3	3		
添加物	化学的合成品																
	その他の添加物																
器具及び容器包装																	
おもちゃ																	
洗浄剤																	

（注1） 広島市、呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

(3) 食品別違反等件数

食 品 名		違 反 区 分	発 見 件 数	6条			12条			13条		18条		不 良			
				腐 敗 ・ 異 物	異 物	そ の 他	甘 味 料	着 色 料	そ の 他	成 分 規 格	そ の 他	蛍 光 物 質	そ の 他	異 臭	異 物	発 か び の 生	そ の 他
魚 介 類			7							1							6
冷凍食品	無 加 熱 摂 取																
	凍 結 前 加 熱 ・ 加 熱 後 摂 取																
	凍 結 前 未 加 熱 ・ 加 熱 後 摂 取																
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類																
魚 介 類 加 工 品（かん詰・びん詰を除く。）																	
肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品（かん詰・びん詰を除く。）																	
乳			1							1							
乳 製 品			1												1		
乳加工品（アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。）																	
ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷 菓																	
穀 類 及 び そ の 加 工 品（かん詰・びん詰を除く。）			1												1		
弁 当 類																	
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）			5		1					1					1	2	
菓 子 類			4	1						1					1	1	
清 涼 飲 料 水																	
酒 精 飲 料																	
氷 雪																	
水																	
か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品																	
そ の 他 の 食 品			2		2												
添加物	化 学 的 合 成 品 及 び そ の 製 剤																
	そ の 他 の 添 加 物																
器 具 及 び 容 器 包 装																	
お も ち や																	
洗 浄 剤																	
計			21	1	3					4					4	3	6

(注1) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(注2) 違反区分には疑いを含む。

(4) 表示違反等の状況（食品表示法第5条）

食 品		違反項目	発見件数	名 称	保存の方法	消費期限 又は 賞味期限	添加物	製造所等	アレルギー	遺伝子 組換え	個別表示 事項
魚 介 類											
冷凍食品	無 加 熱 摂 取										
	凍 結 前 加 熱 ・ 加 熱 後 摂 取										
	凍 結 前 未 加 熱 ・ 加 熱 後 摂 取										
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類										
魚 介 類 加 工 品（かん詰・びん詰を除く。）			1		1	1					
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）			2		1		1	1	1		
乳											
乳 製 品											
乳加工品（アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。）											
ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷 菓											
穀 類 及 び そ の 加 工 品（かん詰・びん詰を除く。）			3				1		2		
弁 当 類											
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）			2			1			1		
菓 子 類			4		1	3			2		
清 涼 飲 料 水			1			1					
酒 精 飲 料											
氷 雪											
水											
か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品											
そ の 他 の 食 品			1				1				
添加物	化 学 的 合 成 品 及 び そ の 製 剤										
	そ の 他 の 添 加 物										
器 具 及 び 容 器 包 装											
お も ち や											
洗 浄 剤											
計			14		3	6	3	1	6		

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(注) 違反項目には疑いを含む。

(注) 1発見件数に複数の違反内容を含む場合がある。

(5) 令和6年度違反食品等発生事例

番号	通報機関	処理機関	名称	違反区分(条)等	違反等の内容	措置
1	岡山県	西部東	そうざい	食品衛生法第6条第4号違反(疑い)	異物混入(プラスチック片)	報告書徴取
2	名古屋市	北部	和菓子	不良	異物混入(合成樹脂製フィルム)	報告書徴取
3	香川県	東部	もすく	食品衛生法第6条第4号違反(疑い)	異物混入(虫様異物)	報告書徴取
4	山口県	西部	焼き菓子	食品衛生法第6条第1号違反(疑い)	腐敗(糸引き、有症苦情)	報告書徴取
5	東部	山口県	そうざい	不良	異物混入(毛髪)	管轄自治体に通報 報告書徴取
6	福山市	東部	豆腐	不良	異物混入(ビニール片)	施設調査
7	西部呉	大阪市	焼き菓子	食品衛生法第13条第2項違反(疑い)	菓子類に使用が認められていない酸化防止剤(BHA、BHT)が検出	管轄自治体に通報
8	西部東	群馬県	乳児用調整粉乳	不良	異物混入(毛髪)	管轄自治体に通報 報告書徴取
9	西部	広島市	こんにゃく	食品表示法第5条違反(疑い)	期限表示の重ね貼り	管轄自治体に通報 報告書徴取
10	東部福山	東部福山	牛乳	食品衛生法第13条第2項違反	成分規格違反 (細菌数超過: 51,000/mL検出) (大腸菌群陽性)	営業の全部禁止 自主回収 報告書徴取
11	福山市	東部	ふりかけ	食品表示法第5条違反(疑い)	原材料と添加物の明確な区分がされていない等	立入指導
12	鳥取県	東部	焼き豆腐	食品衛生法第6条第4号違反(疑い)	異物混入(プラスチック片)	報告書徴取
13	西部東	西部東	洋生菓子	食品表示法第5条違反	アレルギー欠落	報告書徴取
14	大阪市	西部広島	そうざい	食品表示法第5条違反(疑い)	「ソルビン酸K」のKが小文字	管轄保健所に通報
15	西部東	西部東	そうざい	食品表示法第5条違反	アレルギー欠落	報告書徴取
16	西部東	西部東	そうざい	食品表示法第5条違反	アレルギー欠落	自主回収 報告書徴取
17	東部	東部	菓子パン	食品表示法第5条違反	期限表示の誤り、アレルギー表示の欠落	自主回収 報告書徴取
18	西部広島	西部広島	焼き菓子	不良	カビの発生	自主回収 報告書徴取
19	東部	東部	そうざい半製品	不良	カビの発生	自主回収 報告書徴取
20	西部広島	西部広島	果物	食品衛生法第13条第2項違反(疑い)	残留農薬の基準値を超えるおそれ	自主回収 報告書徴取
21	西部広島	西部広島	そうざい	食品表示法第5条違反	期限表示・保存温度表示の誤り	自主回収 報告書徴取
22	西部広島	西部広島	焼き菓子	食品表示法第5条違反	期限表示・保存温度表示の誤り	自主回収 報告書徴取
23	東部福山	東部福山	肉味噌	食品表示法第5条違反	保存方法、製造者名、製造場所の記載の欠落、栄養成分表示の誤り	自主回収 報告書徴取
24	西部広島	西部広島	鶏団子	食品表示法第5条違反	原材料、添加物の誤表記、アレルギー欠落	自主回収 報告書徴取
25	東部	東部	菓子	食品表示法第5条違反	期限表示の誤り	自主回収 報告書徴取
26	東部	東部	ジャム	不良	カビの発生	自主回収 報告書徴取
27	西部東	西部東	清涼飲料	食品表示法第5条違反	期限表示の誤り	自主回収 報告書徴取
28	西部広島	西部広島	そうざい	食品表示法第5条違反	アレルギー欠落	自主回収 報告書徴取
29	広島市	西部	生かき(生食用)	食品衛生法第13条第2項違反	成分規格違反 (E. coli 330MPN/100g 検出)	営業の一部禁止
30	西部広島	西部呉	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度0.74%	指導
31	広島市	西部	生かき(生食用)	不良	塩分濃度0.5%	指導
32	広島市	西部	生かき(生食用)	不良	塩分濃度1.8%	指導
33	東部福山	西部	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度1.4%、細菌数120,000/g	指導
34	呉市	西部呉	生かき(生食用)	不良	塩分濃度0.9%	指導
35	北部	西部	生かき(生食用)	不良	塩分濃度0.24%	指導

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

6 食中毒

(1) 食中毒の発生状況

ア 概 況

令和6年に、海外を原因とする事件を除く広島県内で発生した食中毒は14件、有症者数は261人であり、前年から事件数は5件減少し、有症者数は52人増加した。なお、集団食中毒は10件、有症者数は257人であった。

過去3年間の事件数等の推移は次のとおりである。

年	広 島 県					全 国				
	事 件 数	有 症 者 数	死 者 数	罹 患 率	1事件当りの有症者数	事 件 数	有 症 者 数	死 者 数	罹 患 率	1事件当りの有症者数
R6	14 (10)	261 (257)	0	9.5	18.6 (25.7)	1,037	14,229	3	11.4	13.7
R5	19 (12)	209 (196)	0	7.6	11.0 (16.3)	1,021	11,803	4	9.5	11.6
R4	23 (5)	98 (70)	0	3.6	4.3 (14)	962	6,856	5	5.5	7.1

(注) 罹患率は、人口10万人に対するものである。

(注) ()内は集団食中毒（有症者6人以上）の発生状況である。

イ 病因物質別発生状況

広島県内の病因物質別の発生状況は、ノロウイルスによるものが7件(50.2%)、224人(85.7%)、細菌によるものが3件(21.4%)、27人(10.3%)、寄生虫によるものが3件(21.4%)、9人(3.4%)、動物性自然毒によるものが1件(7.1%)、1人(0.4%)であった。

病因物質	食 中 毒		集 団 (再 掲)		散 発 (再 掲)	
	事件数(割合)	有症者数(割合)	事件数(割合)	有症者数(割合)	事件数(割合)	有症者数(割合)
総 数	14 (100)	261 (100)	10 (100)	257 (100)	4 (100)	4 (100)
細 菌 総 数	3 (21.4)	27 (10.3)	2 (20.0)	26 (10.1)	1 (25.0)	1 (25.0)
カ ン ピ ロ バ ク タ ー	1 (7.1)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)
黄 色 プ ド ウ 球 菌	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
腸 炎 ビ プ リ オ	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
腸管出血性大腸菌	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
以外の病原大腸菌	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
サルモネラ属菌	1 (7.1)	17 (6.5)	1 (10.0)	17 (6.6)	0 (0.0)	0 (0.0)
ウエルシュ菌	1 (7.1)	9 (3.4)	1 (10.0)	9 (3.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
ノ ロ ウ イ ル ス	7 (50.2)	224 (85.7)	7 (70.0)	224 (87.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
動 物 性 自 然 毒	1 (7.1)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)
植 物 性 自 然 毒	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
寄 生 虫	3 (21.4)	9 (3.4)	1 (10.0)	7 (2.7)	2 (50.0)	2 (50.0)
そ の 他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
不 明	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

ウ 原因施設別発生状況

(ア) 原因施設別の発生状況は、原因施設が判明したものが13件（92.9%）、260人（99.6%）であり、原因施設が不明のものが1件（7.1%）、1名（0.4%）であった。

原因施設 判明の有無	食 中 毒				集 団 (再 掲)				散 発 (再 掲)			
	事 件 数 (割 合)		有 症 者 数 (割 合)		事 件 数 (割 合)		有 症 者 数 (割 合)		事 件 数 (割 合)		有 症 者 数 (割 合)	
総 計	14	(100)	261	(100)	10	(100)	257	(100)	4	(100)	4	(100)
原因施設が判明したもの	13	(92.9)	260	(99.6)	10	(100)	257	(100)	3	(75.0)	3	(75.0)
原因施設が不明のもの	1	(7.1)	1	(0.4)					1	(25.0)	1	(25.0)

(イ) 原因施設の内訳は、飲食店（一般、仕出し、旅館）が10件（76.9%）、241人（92.7%）、家庭が2件（15.4%）、2人（0.8%）、事業所が1件（7.7%）、17人（6.5%）の順であった。

原因施設		食 中 毒				集 団 (再 掲)				散 発 (再 掲)			
		事 件 数 (割 合)		有 症 者 数 (割 合)		事 件 数 (割 合)		有 症 者 数 (割 合)		事 件 数 (割 合)		有 症 者 数 (割 合)	
原因施設が判明したもの		13	(100)	260	(100)	10	(100)	257	(100)	3	(100)	3	(100)
飲食店	一 般	8	(61.5)	143	(55.0)	7	(70.0)	142	(55.3)	1	(33.3)	1	(33.3)
	仕 出 し	1	(7.7)	82	(31.5)	1	(10.0)	82	(31.9)				
	旅 館	1	(7.7)	16	(6.2)	1	(10.0)	16	(6.2)				
家 庭		2	(15.4)	2	(0.8)					2	(66.7)	2	(66.7)
事 業 所		1	(7.7)	17	(6.5)	1	(10.0)	17	(6.6)				
製 造 所													
学 校													
販 売 店													
寄 宿 舎													
保 育 所													
そ の 他													

エ 原因食品別発生状況

(ア) 原因食品の判明したものが13件(92.9%)、260人(99.6%)であり、原因食品が不明のものが1件(7.1%)、1名(0.4%)であった。

原因食品 判明の有無	食 中 毒				集 団 (再 掲)				散 発 (再 掲)			
	事 件 数 (割 合)		有 症 者 数 (割 合)		事 件 数 (割 合)		有 症 者 数 (割 合)		事 件 数 (割 合)		有 症 者 数 (割 合)	
総 計	14	(100)	261	(100)	10	(100)	257	(100)	4	(100)	4	(100)
原因食品が判明したもの	13	(92.9)	260	(99.6)	10	(100)	257	(100)	3	(75.0)	3	(75.0)
不 明 の も の	1	(7.1)	1	(0.4)					1	(25.0)	1	(25.0)

(イ) 原因食品の内訳は、食事特定が8件(61.5%)、233人(89.6%)、魚介類(その他)が4件(30.8%)、26人(10.0%)、フグが1件(7.7%)、1人(0.4%)の順であった。

原因食品の種別		食 中 毒				集団食中毒(再掲)				散発食中毒(再掲)			
		事 件 数 (割 合)		有 症 者 数 (割 合)		事 件 数 (割 合)		有 症 者 数 (割 合)		事 件 数 (割 合)		有 症 者 数 (割 合)	
原因食品が判明したもの		13	(100)	260	(100)	10	(100)	257	(100)	3	(100)	3	(100)
食 事 特 定		8	(61.5)	233	(89.6)	8	(80.0)	233	(90.7)				
魚 介 類	フ グ	1	(7.7)	1	(0.4)					1	(33.3)	1	(33.3)
	そ の 他	4	(30.8)	26	(10.0)	2	(20.0)	24	(9.3)	2	(66.7)	2	(66.7)
野菜類及びその加工品													
肉類及びその加工品													

オ 月別の発生状況

広島県内の事件数では、件数、有症者数ともに1月が5件、167人（うちノロウイルス2件148人、サルモネラ属菌1件、17人、フグ1件、1人、寄生虫1件、1人）と最多であった。

発 生 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	総計
食 中 毒	事 件 数	5	2	2	1	1	1	0	1	0	0	1	0	14
	有 症 者 数	167	29	36	1	9	1	0	6	0	0	12	0	261
	死 者 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集 団 食 中 毒 （再掲）	事 件 数	3	2	2	0	1	0	0	1	0	0	1	0	10
	有 症 者 数	165	29	36	0	9	0	0	6	0	0	12	0	257
	死 者 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
散 発 食 中 毒 （再掲）	事 件 数	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4
	有 症 者 数	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4
	死 者 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

カ 主な食中毒事件（有症者50人以上）

No	発生日	発生場所	有症者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設
1	1月21日	広島市	82	0	1月20日（土）から23日（火）に調理された仕出し弁当	ノロウイルス	仕出屋
2	1月28日	広島市	66	0	1月27日（土）及び1月28日（日）に提供された食事	ノロウイルス	飲食店

キ 特異な食中毒事件

No	発生日	発生場所	有症者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設
1	1月9日	呉市	1	0	フグ（種類不明）	テトロドトキシン（推定）	家庭

87

※ 集団食中毒：有症者数が6名以上の食中毒 ※ 広島県内に原因施設があるもの

事件 番号	発生日	発生場所	喫食者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	症状	事件概要
1	1月9日	呉市	1	1	0	フグ（種類不明）	テトロドトキシン （推定）	家庭	めまい、嘔吐、麻痺	知り合いから譲渡されたフグを 家庭で調理・喫食し発症

令和6年集団食中毒（県内分）			令和6年散発食中毒（県内分）		
	件数	有症者数		件数	有症者数
県立	2件	26名	県立	3件	3名
広島市	6件	208名	広島市	0件	0名
呉市	2件	23名	呉市	1件	1名
福山市	0件	0名	福山市	0件	0名
合計	10件	257名	合計	4件	4名

（原因施設所在地別）

別表2

年 次 別 食 中 毒 発 生 状 況

(広島県)

(単位：件、人、%)

年次	件数	患者数	死者数	り患率	1事件当 たりの患者 数
S35	47	856	11	39.3	18.2
36	42	1,412	12	64.8	33.6
37	48	2,010	14	90.7	41.9
38	42	787	14	35.8	18.7
39	46	1,356	9	60.8	29.5
40	33	684	14	20.5	20.7
41	55	1,799	11	75.8	32.7
42	37	878	15	37.5	23.7
43	51	768	14	32.4	15.1
44	34	1,274	6	52.9	37.5
45	23	615	4	25.2	26.7
46	35	1,428	6	57.4	40.8
47	22	1,054	0	41.7	47.9
48	23	1,005	1	39.1	43.7
49	35	766	2	29.5	21.9
50	43	922	3	35.1	21.4
51	24	251	4	9.5	10.5
52	37	569	4	21.3	15.4
53	49	1,519	6	56.3	31.0
54	34	744	3	27.9	21.9
55	26	512	2	18.7	19.7
56	21	522	1	19.1	24.9
57	27	923	1	33.4	34.2
58	21	1,074	0	38.7	51.1
59	17	272	0	9.8	16.0
60	25	1,047	0	37.1	41.9
61	20	598	0	21.7	29.9
62	16	789	0	27.8	49.3
63	16	1,003	0	35.3	62.7
H元	15	823	1	29.0	54.9
2	22	1,355	0	47.5	61.6
3	29	3,084	0	107.8	106.3
4	24	843	0	29.5	35.1
5	13	824	2	28.8	63.4
6	16	524	0	18.0	32.8
7	18	506	0	17.6	28.1
8	25	792	2	27.5	31.7
9	342	1,677	0	58.2	4.9
10	1,088	2,815	1	97.7	2.6
11	1,149	2,531	1	87.7	2.2
12	782	1,567	0	54.4	2.0
13	770	1,530	0	53.1	2.0
14	719	1,889	0	65.8	2.6
15	561	2,071	0	71.9	3.7
16	578	1,214	0	42.2	2.1
17	541	1,203	0	41.8	2.2
18	294	773	0	26.9	2.6
19	259	1,489	1	51.8	5.7
20	271	1,590	0	55.3	5.9
21	155	411	0	14.3	2.7
22	158	538	0	18.8	3.4
23	116	380	0	13.3	3.3
24	110	2,698	0	94.7	24.5
25	71	269	0	9.5	3.8
26	95	802	0	28.3	8.4
27	69	952	0	33.7	13.8
28	28	349	0	12.3	12.5
29	26	515	0	18.2	19.8
30	22	802	0	28.4	36.5
R元	18	216	1	7.7	12.0
R2	18	229	0	8.2	12.7
R3	11	128	0	4.6	11.6
R4	23	98	0	3.6	4.3
R5	19	209	0	7.6	11.0
R6	14	261	0	9.5	18.6

(全国)

(単位：件、人、%)

年次	件数	患者数	死者数	り患率	1事件当 たりの患者 数
S35	1,877	37,253	218	39.9	19.8
36	2,631	53,362	238	56.6	20.3
37	1,916	38,166	167	40.1	19.9
38	1,970	38,344	164	39.9	19.5
39	2,037	41,638	146	42.8	20.4
40	1,208	29,018	139	29.5	24.0
41	1,400	31,204	117	31.5	22.3
42	1,565	39,760	120	39.6	25.4
43	1,093	33,041	94	32.6	30.2
44	1,360	49,396	82	48.1	36.3
45	1,133	32,516	63	31.3	28.7
46	1,118	30,731	46	29.3	27.5
47	1,405	37,216	37	35.0	26.5
48	1,201	36,832	39	33.9	30.7
49	1,202	25,986	48	23.6	21.6
50	1,783	45,277	52	40.4	25.4
51	831	20,933	26	18.5	25.2
52	1,276	33,188	30	29.1	26.0
53	1,271	30,547	40	26.5	24.0
54	1,168	30,161	22	26.0	25.8
55	1,001	32,737	23	28.0	32.7
56	1,108	30,027	13	25.5	27.1
57	923	35,535	12	30.1	38.5
58	1,095	37,023	13	31.2	33.8
59	1,047	33,084	21	31.2	31.6
60	1,177	44,102	12	36.4	37.5
61	899	35,556	7	29.2	39.6
62	840	25,368	5	20.7	30.2
63	724	41,439	8	33.9	57.2
H元	927	36,479	10	29.6	39.4
2	926	37,561	5	30.4	40.6
3	782	39,745	6	32.0	50.8
4	557	29,790	6	23.9	53.5
5	550	25,702	10	20.6	46.7
6	830	35,735	2	28.0	43.1
7	699	26,325	5	21.1	37.7
8	1,217	46,327	15	36.8	38.1
9	1,960	39,989	8	31.7	20.4
10	3,010	46,179	9	36.6	15.3
11	2,697	35,214	7	27.8	13.1
12	2,247	43,307	4	34.2	19.3
13	1,928	25,862	4	20.4	13.4
14	1,850	27,629	18	21.7	14.9
15	1,584	29,341	6	23.0	18.5
16	1,666	28,175	5	22.1	16.9
17	1,545	27,019	7	21.3	17.5
18	1,491	39,026	6	30.5	26.2
19	1,289	33,477	7	26.2	26.0
20	1,369	24,303	4	19.0	17.8
21	1,048	20,249	0	15.8	19.3
22	1,254	25,972	0	20.3	20.7
23	1,062	21,616	11	16.9	20.4
24	1,100	26,699	11	20.9	24.3
25	931	20,802	1	16.3	22.3
26	976	19,355	2	15.2	19.8
27	1,202	22,718	6	17.9	18.9
28	1,140	20,253	14	16.0	17.8
29	1,014	16,464	3	13.0	16.2
30	1,330	17,282	3	13.7	13.0
R元	1,061	13,018	4	10.3	12.3
R2	887	14,613	3	11.6	16.5
R3	717	11,080	2	8.8	15.5
R4	962	6,856	5	5.5	7.1
R5	1,021	11,803	4	9.5	11.6
R6	1,037	14,229	3	11.4	13.7

(注) り患率は人口10万人に対するものである。

別表3

病 因 物 質 別 食 中 毒 発 生 状 況

(単位：件、人)

病因物質	年次	R6			R5			R4			R3			R2		
		件 数	患者数	死者数	件 数	患者数	死者数	件 数	患者数	死者数	件 数	患者数	死者数	件 数	患者数	死者数
総 数		14	261		19	209		23	98	0	11	128	0	18	229	0
細菌 計		3	27		6	58		7	34		2	102		4	15	
カンピロバクター		1	1		4	17		5	20					4	15	
サルモネラ		1	17		1	33					1	76				
腸炎ビブリオ					1	8										
腸管出血性大腸菌								1	3							
その他の病原大腸菌											1	26				
ブドウ球菌																
エロモナス																
エルシニア																
セレウス																
ウエルシユ		1	9					1	11							
ナグビブリオ																
その他																
ノロウイルス		7	224		8	123		3	50					7	150	
寄生虫 計		3	9					10	10		2	2		3	3	
クドア		1	7		1	24										
サルコシスティス																
アニサキス		2	2		3	3		10	10		2	2		3	3	
その他の寄生虫																
自然毒 計		1	1					3	4		5	7		2	3	
動物性		1	1		1	1		2	2		5	7		1	1	
植物性								1	2					1	2	
化学物質														1	42	
その他																
不明											2	17		1	16	

8

別表4

原 因 施 設 別 食 中 毒 発 生 状 況

(単位：件、人)

施設	年次	R6			R5			R4			R3			R2		
		件 数	患者数	死者数	件 数	患者数	死者数	件 数	患者数	死者数	件 数	患者数	死者数	件 数	患者数	死者数
総 数		14	261		19	209		23	98	0	11	128	0	18	229	0
飲食店		8	143		13	160		9	26		3	88		10	144	
事業所		1	17													
家庭		2	2		2	2		7	10		6	8		3	4	
製造所					1	14										
旅館		1	16		1	8										
仕出し		1	82		1	24		2	39					1	15	
病院																
学校																
販売店					1	1								1	1	
寄宿舎								1	9		1	26		1	22	
保育所														1	42	
その他								1	1							
不明		1	1					3	13		1	6		1	1	

別表5

原因食品別食中毒発生状況

(単位：件、人)

原因食品／年次		R6			R5			R4			R3			R2		
		件数	患者数	死者数	件数	患者数	死者数	件数	患者数	死者数	件数	患者数	死者数	件数	患者数	死者数
総数		14	261		19	209		23	98	0	11	128	0	18	229	0
複合調理食品		8	233					8	70		1	76				
魚介類	ふぐ	1	1		1	1		2	2		5	7		1	1	
	貝類															
	その他	4	26		4	27		8	8		2	2		4	45	
魚介類加工品	魚肉ねり製品															
	その他							1	1							
穀類及びその加工品																
野菜類及びその加工品	きのこ類															
	豆類															
	その他							1	2		1	26		1	2	
菓子類																
肉類及びその加工品					1	8		1	3							
卵類及びその加工品																
乳類及びその加工品																
その他					13	173					2	17		11	180	
不明		1	1					2	12					1	1	

別表6

摂取場所別食中毒発生状況

(単位：件、人)

施設／年次		R6			R5			R4			R3			R2		
		件数	患者数	死者数	件数	患者数	死者数	件数	患者数	死者数	件数	患者数	死者数	件数	患者数	死者数
総数		14	261		19	209		23	98	0	11	128	0	18	229	0
家庭		2	2		4	4		9	22		7	14		4	5	
飲食店	食事	8	143		13	183		8	15		2	77		9	138	
	業務所	1	17		1	14					1	11		1	6	
旅館		1	16		1	8										
学校																
製造所																
病院																
その他		1	82					1	9		1	26		3	79	
不明		1	1					5	52					1	1	

別表7

月 別 食 中 毒 発 生 状 況

(単位：件、人)

月 \ 年次	R6			R5			R4			R3			R2		
	件 数	患者数	死者数	件 数	患者数	死者数	件 数	患者数	死者数	件 数	患者数	死者数	件 数	患者数	死者数
総 数	14	261	0	19	209	0	23	98	0	11	128	0	18	229	0
1	5	167		2	23		2	31		2	4		6	138	
2	2	29		4	54								1	22	
3	2	36		2	30		3	23		2	12		1	1	
4	1	1		1	8		3	12					2	8	
5	1	9					1	1							
6	1	1		3	7		2	6							
7				1	33		4	4		2	7				
8	1	6		2	9		3	13					1	1	
9				1	3		1	2		1	26		2	2	
10				1	1		2	2					4	15	
11	1	12		1	24		1	1		3	78				
12				1	17		1	3		1	1		1	42	

7 その他

(1) 食品衛生管理者設置状況

保健所・支所	全粉乳、加糖粉乳又は調製粉乳の製造業又は加工業	食肉製品の製造業又は加工業	魚肉ハム又は魚肉ソーセージの製造業又は加工業	食品の放射線照射業	食用油脂の製造業又は加工業	マーガリン又はショートニング製造業又は加工業	添加物の製造業又は加工業	計
合 計	0	18	1	0	0	1	24	44
西 部	0	1	0	0	0	0	1	2
広 島	0	0	0	0	0	0	2	2
呉	0	0	0	0	0	0	0	0
西 部 東	0	2	0	0	0	1	1	4
東 部	0	7	0	0	0	0	11	18
福 山	0	1	0	0	0	0	2	3
北 部	0	7	1	0	0	0	7	15

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

(2) 食品衛生講習会実施状況

保健所・支所	食品衛生責任者		食品関係営業者		そ の 他		合 計	
	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数
合 計	71	1,476	80	2,101	28	1,192	179	4,769
西 部	4	134	9	258	4	207	17	599
広 島	6	115	9	149	5	363	20	627
呉	3	36	6	96	2	99	11	231
西 部 東	11	256	11	246	6	185	28	687
東 部	28	668	8	258	3	47	39	973
福 山	10	91	11	236	7	269	28	596
北 部	9	176	26	858	1	22	36	1,056

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

(3) 製菓衛生師試験結果及び年度別新規免許交付者数

	年 度				
	R6	R5	R4	R3	R2
出 願 者 数	185	186	205	192	210
受 験 者 数	182	184	198	190	208
合 格 者 数	122	150	137	144	169
合 格 率	67.0%	81.5%	69.2%	75.8%	81.3%
免許交付者数	118	134	105	127	138

(注) 政令市（広島市・呉市・福山市）を含む。

(4) 食品衛生推進事業

食品営業者自身による自主的な管理体制を強化し、食品衛生の維持向上及び公衆衛生の増進を図るため、食品衛生推進事業を委託実施した。

ア 事業委託先 一般社団法人 広島県食品衛生協会

イ 事業委託費 6,300千円（令和6年度）

ウ 事業

事業名	事業内容	事業実績
食品衛生推進員研修 （昭和46年度から事業開始）	食品衛生推進員として必要な食品衛生知識の習得を行い、資質の向上を図った。 （食品衛生推進員数 512人）	(1) 支所協会研修 実施回数 18回 参加推進員数 270人 (2) 食品衛生大会 実施場所 福山市 参加推進員数 113人
営業施設巡回指導 （昭和46年度から事業開始）	食品衛生推進員が、食品関係営業施設について巡回指導を実施し、衛生管理の徹底の推進、HACCP導入の普及啓発を行った。	巡回指導件数 6,255件
食品衛生責任者養成講習会 （平成2年度から事業開始）	食品営業施設の衛生管理を行う食品衛生責任者の養成講習会を行った。	実施回数 28回 受講者数 839人
食品適正表示調査 （平成22年度から事業開始）	食品衛生推進員が、食品関係営業施設で販売されている食品（箱入りまたは袋入り菓子等）を対象に、表示について調査を行った。	調査件数 2,427件

8 カネミ油症・森永ひ素ミルク中毒被害者対策事業

(1) カネミ油症患者対策

油症検診

全国油症治療検診班で検討された検診項目について、令和6年度は広島原爆障害対策協議会に委託し、実施した。

年 度 別 油 症 検 診 状 況

(単位：人)

	対 象 者			受 診 者			新認定者		年 度 末
	認 定 者	未認定者	計	認 定 者	未認定者	計	検診 同居家族	転入	認定患者数
R6	91	61	152	38	10	48	0	0	83
R5	99	58	157	40	3	43	1	0	87
R4	95	58	153	34	10	44	0	0	90

(注) 広島県、岡山県在住者

(2) 森永ひ素ミルク中毒被害者対策

昭和49年、厚生省から送付された事件当時の患者名簿による県内の患者数は2,008名である。

その後、森永ひ素ミルク飲用認定は、公益財団法人ひかり協会で実施することとなり、年度別認定状況は次のとおりである。

森 永 ひ 素 ミ ル ク 年 度 別 認 定 状 況

(単位：人)

年 度	認定申請	飲用認定	否 定	年度末現在保留中	そ の 他
R6		1		47	
R5	1	1		48	申請取り下げ 1件
R4	1			49	
R3	1			48	
R2				47	
R1				47	
H30	1	1		47	
H29		1		47	
H28	1			48	
H27				47	
H26		1		47	
H25				48	
H24	1	1		48	
S49~H23	221	152	8	48	申請取り下げ 13件
計	227	158	8		

(注) 政令市（広島市・呉市・福山市）を含む。